

## 生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少がある世帯で、当座の生活を維持していくための費用として借り入れることができます。  
ただし、一世帯1回の申込みです。（一世帯複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。）
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由による借り入れはできません。
- 3 現在、生活保護を受給している世帯は、貸付対象外です。
- 4 債務整理をしている方、債務整理の手続きをしている方は、借入申込できません。  
また、本資金は他の債務の返済に充てる貸付ではありません。
- 5 借入申込みは、借り入れを希望する本人のみ行うことができます。
- 6 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証や健康保険証、住民票などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要となります。  
また、本人の印鑑及び振込口座確認のための通帳が必要となります。
- 7 上記身分証明書等を持参していない方、あるいは身分証明書等と借入申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない方は、借入申込みができません。
- 8 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。
- 9 原則として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを証明する書類（給与明細、通帳、離職票等）を提示していただきます。
- 10 虚偽などの不正が認められた場合は、借入申込書を受理しません。
- 11 貸付金は、所定口座への振込みとなります。貸付金の振込みは、借入申込日より10日程度かかりますのでご了承ください。なお、借入申込書に記載した口座内容に誤りがある場合は、さらに時間がかかる場合があります。
- 12 貸付金は1年以内の据え置き後、2年以内に償還（返済）してください。無利子による貸付けですが、償還（返済）期間経過後は残金に対して延滞利子（**年利3.0%**）がつきます。
- 13 借入申込み時、あるいは貸付を受けた後における脅迫的、暴力的言動等に対しては、警察との連携により対応いたします。

以上の事項をすべて了承した方がのみが、借入れの申込みを行うことができます。